

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和4年8月30日
【事業年度】	第50期（自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日）
【会社名】	互助会保証株式会社
【英訳名】	MUTUAL SERVICE AID GUARANTEE CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 舟町 仁志
【本店の所在の場所】	東京都港区西新橋1丁目18番12号（COMS虎ノ門）
【電話番号】	（03）6550－9222（代表）
【事務連絡者氏名】	総務部長 飯塚 義雄
【最寄りの連絡場所】	東京都港区西新橋1丁目18番12号（COMS虎ノ門）
【電話番号】	（03）6550－9222（代表）
【事務連絡者氏名】	総務部長 飯塚 義雄
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第46期	第47期	第48期	第49期	第50期
決算年月		平成30年5月	令和元年5月	令和2年5月	令和3年5月	令和4年5月
営業収入	百万円	2,114	1,622	1,442	—	—
経常利益	〃	1,961	1,644	1,893	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	〃	1,543	1,194	1,239	—	—
包括利益	〃	1,686	1,655	1,150	—	—
純資産額	〃	38,501	40,058	41,111	—	—
総資産額	〃	102,609	104,368	106,086	—	—
1株当たり純資産額	円	338,552	354,776	365,740	—	—
1株当たり当期純利益	〃	15,452	11,817	12,289	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	〃	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	37.5	38.4	38.8	—	—
自己資本利益率	〃	4.0	3.0	3.0	—	—
株価収益率	倍	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	953	1,135	1,879	—	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	〃	△2,032	△15,209	△1,580	—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	〃	△196	△98	△98	—	—
現金及び現金同等物の期末残高	〃	19,472	5,297	5,498	—	—
従業員数	名	23	21	20	—	—
〔ほか、平均臨時雇用人員〕	〃	〔4〕	〔4〕	〔4〕	〔—〕	〔—〕

- (注) 1. 第46期より連結財務諸表を作成しておりましたが、連結子会社でありました Mutual Service Aid Guarantee Insurance Corporation (MAI) について、令和2年3月16日に清算終了したため、第49期より連結財務諸表を作成しておりません。
2. 営業収入は非課税につき、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
4. 株価収益率については、当社の株式は非上場であるため、記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第46期	第47期	第48期	第49期	第50期
決算年月		平成30年 5 月	令和元年 5 月	令和 2 年 5 月	令和 3 年 5 月	令和 4 年 5 月
営業収入	百万円	2,114	1,402	1,442	1,434	1,433
経常利益	〃	1,771	1,856	3,404	2,346	1,986
当期純利益	〃	1,594	1,526	2,727	1,365	1,371
持分法を適用した場合の投資利益	〃	—	—	—	—	—
資本金	〃	3,980	3,980	3,980	3,980	3,980
発行済株式総数						
普通株式	株	96,000	96,000	96,000	96,000	96,000
優先株式		60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
純資産額	百万円	36,680	38,570	41,111	44,623	43,766
総資産額	〃	101,373	102,839	106,086	111,530	100,412
1株当たり純資産額	円	319,591	339,279	365,740	402,331	393,396
1株当たり配当額						
普通株式		400	400	400	400	400
(内1株当たり中間配当額)	〃 (〃)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
優先株式		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
(内1株当たり中間配当額)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益	〃	15,988	15,280	27,786	13,598	13,664
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	〃	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	36.2	37.5	38.8	40.0	43.6
自己資本利益率	〃	4.3	4.0	6.6	3.0	3.1
株価収益率	倍	—	—	—	—	—
配当性向	%	2.5	2.6	1.4	2.9	2.9
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	—	—	—	2,237	1,151
投資活動によるキャッシュ・フロー	〃	—	—	—	△3,056	7,250
財務活動によるキャッシュ・フロー	〃	—	—	—	△98	△10,098
現金及び現金同等物の期末残高	〃	—	—	—	4,696	2,999
従業員数	名	23	21	20	17	18
〔ほか、平均臨時雇用人員〕	〃	〔4〕	〔4〕	〔4〕	〔3〕	〔3〕
株主総利回り	%	—	—	—	—	—
(比較指標：—)	%	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
最高株価	円	—	—	—	—	—
最低株価	円	—	—	—	—	—

(注) 1. キャッシュ・フロー計算書に係る指標等については、第46期より第48期まで連結キャッシュ・フロー計算書を作成しておりましたため、記載していません。

2. 営業収入は非課税につき、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
4. 株価収益率、株主総利回り、比較指標、最高株価及び最低株価については、当社の株式は非上場であるため、記載しておりません。

2【沿革】

当社は、昭和47年6月に「割賦販売法の一部を改正する法律」が成立し、互助会事業が同法の対象となるに伴い、互助会事業における加入者からの前受金保全措置としての供託委託契約の受託を事業目的として、昭和48年2月22日に設立されたものです。以来、互助会事業の発展により供託委託契約の受託額が大幅に増加すると共に、当社の業容も拡大し、本社も昭和57年12月に東京都千代田区岩本町3丁目4番5号から東京都港区虎ノ門5丁目13番1号へ移転、さらに、平成29年1月には東京都港区西新橋1丁目18番12号に新社屋を建設し、今日に至っております。

3【事業の内容】

当社は、昭和48年3月15日から施行された改正割賦販売法に基づき同法第35条の4に定める指定受託機関として、前払式特定取引業者と前受業務保証金供託委託契約を締結することを業としています。この「前受業務保証金供託委託契約」とは、割賦販売法第18条の3の規定に基づく前受金保全措置のための契約であって、当社の供託委託契約業務は前払式特定取引の方法により同法の指定役務を行う事業者で当社に出資した者又は受託事業基金を拠出した者を対象としています。

なお、事業の運営については経済産業大臣の承認を受けた業務方法書などに基づき実施されており、これによる当社の受託限度は当社の自己資本及び受託事業基金の合計額の25倍以内で、かつ、一供託委託者に対する受託限度は原則として当社の自己資本と、受託事業基金に50パーセント以下の率を乗じた額の合計額に相当する額となっています。

また、委託者が割賦販売法の定める一定の事由に該当することになった場合で経済産業大臣から指示があった時は、当社は委託者のために委託額に相当する額の前受業務保証金を供託することとなります。

連結子会社でありましたMutual Service Aid Guarantee Insurance Corporation (MAI) は、当社が保険契約を締結している国内損害保険会社より再保険契約を引受けておりましたが、環境変化をふまえ方針の見直しを行い、当該再保険契約については、平成30年9月の保険契約の満期をもって終了し、令和2年3月に同社の清算手続きを完了いたしました。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

令和4年5月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
18 (3)	58.5	6.9	8,913

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であり、臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員）は、年間平均人員を(外書)で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は保証事業の単一セグメントであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は「開かれた互助会保証」を経営理念に、互助会経営者との対話を積極的に行っております。

経営の基本方針は次の3点であり、割賦販売法に基づく指定受託機関として、全国の冠婚葬祭互助会に対する保証と幅広いサポートを行っています。

- ① 互助会業界の健全な発展に貢献すること。
- ② 契約互助会の継続的な発展に貢献すること。
- ③ 当社の保証基盤（受託事業基金と純資産）の強化を図ること。

(2) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

互助会業界を取り巻く経営環境は、少子・高齢化の進展、消費者のライフスタイル・ニーズの変化等の構造的な要因に加えて、一昨年の3月からは新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により厳しい状況が続いています。

このような状況の中で、当社といたしましては、「コロナ禍に直面する互助会の支援」、「保証基盤の堅持」、「保証リスクの軽減」及び「互助会保証の事業価値向上」を経営方針とする「中期経営計画（令和3年度～令和5年度）」に取り組みます。令和3年7月に策定した「中期経営計画（令和3年度～令和5年度）」の期間においては、最終年度で保証契約残高は7,809億円以上、保証基盤額（受託事業基金と純資産の合計額）は1,015億円以上という目標を掲げておりますが、初年度の当期においては、保証契約残高は7,792億円、保証基盤額は979億円となりました。今後も、消費者保護という使命を果たすべく保証基盤の充実に従来にも増して注力するとともに、契約互助会の皆様の経営ならびに業界システムの安定・強化に貢献できるよう引き続き努力し、もって指定受託機関としての役割を果たしていく所存であります。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状況及び経営成績等に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスク要因には、以下の事項があります。

なお、経営成績等に影響を与える要因はこれらに限定されるものではありません。

また、以下の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 与信リスク

これに対応するために、当社では、互助会との前受業務保証金供託委託契約の締結にあたっては、訪問調査、業界情報の収集、厳正な経営成績及び資産内容等の調査、評価を行っております。また財務上は保証基盤の充実に注力しております。しかしながら、契約先互助会が急激な業績悪化等により経営破綻となった場合には、当社の財政状況及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 担保価値低下リスク

当社では、互助会との前受業務保証金供託委託契約の締結にあたっては、規程に則り不動産担保評価を行ったうえで担保取得しております。担保不動産の価値低下が直ちに当社の財政状況及び経営成績等に影響を与えるものではありませんが、契約先互助会が経営破綻となった場合には、当社の財政状況及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。これに対応するため、保証基盤の充実に注力しております。

(3) 資産運用リスク

これに対応するために、当社は、「安全性」「効率性」「流動性」を重視した資産運用方針に基づき、外部専門機関への運用委託を原則として、投資適格債券、不動産投資信託、株式等によるポートフォリオ運用を行っております。市況の低迷や市場金利の上昇等により、保有債券の評価損の発生や、含み損益が悪化した場合には、当社の財政状況及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 法的規制に関するリスク

当社は、保証事業においては割賦販売関連法規、人事労務においては労務関連法規、財務・税務分野においては会計税務関連法規その他の法的規制を受けております。当社が各種の法的規制を遵守できなかった場合、又は各種の規制の変更や新たな法的規制の制定が当社の予想を超えて実施された場合には、当社の財政状況及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。これに対応するため、法的規制を遵守するとともに、保証基盤の充実に注力しております。

(5) 災害・事故・新型コロナウイルス感染症のリスク

これに対応するため、当社の事業所が存する地域において大規模な自然災害や事故が発生した場合及び新型コロナウイルス感染症による感染が拡大した場合に備えた勤務体制の構築及び与信リスクの管理強化に取り組んでおります。しかしながら、当社の想定を超えた災害や事故の発生及び新型コロナウイルス感染症による感染の拡大に伴い契約先互助会の経営状態が悪化した場合には、当社の財政状況及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態及び経営成績の状況

当事業年度の景況を概観しますと、新型コロナウイルス感染症の影響が徐々に和らぐ中、世界経済は総じて回復基調となりました。もっとも、新型コロナウイルスの変異株による波動的な感染再拡大に伴う経済活動の抑制に加えて、人手不足や物流の混乱といった供給制約、原油をはじめとする資源価格の上昇等によるインフレ高進が重石となり、回復ペースは緩やかなものとなりました。特に、本年2月以降はロシア・ウクライナ情勢の悪化などにより、先行き不透明な状況が続いています。

日本経済は、新型コロナウイルス感染症が引き続き成長の足かせとなったものの、全体としてみれば持ち直しの基調で推移しました。半導体部品等の供給制約による影響を残しつつも、輸出や鉱工業生産が緩やかに増加したほか、企業収益や景況感が全体として改善を続ける中、製造業を中心に設備投資の回復基調が持続しました。一方、新型コロナウイルス感染症対策として行動制限措置が繰り返されたため、個人消費はサービス消費を中心に一進一退の推移となりました。

また、金融市場では、ドル円相場は日米の金融政策のスタンスの違い等を反映し円安基調に転換し、本年3月以降急速な円安が進み、5月には130円台まで円安となりました。日経平均株価は昨年9月に一時3万円台に回復したものの、その後の国内外の金利上昇及びロシア・ウクライナ情勢を巡る先行きの不透明感から、本年3月に一時2万5千円を割り込みました。わが国の長期金利は年度の前半は低位で推移した後、米国の金融政策正常化の前倒し観測等を背景に、本年3月には一時0.25%台へ上昇しましたが、日本銀行の金利抑制策により、5月には0.21%台まで低下しました。

企業の資金運用は、各国の金融政策、経済政策及びロシア・ウクライナ情勢、新型コロナウイルス感染症の状況等によって大きく影響を受ける難しい状態が続いております。

このような状況の中で、冠婚葬祭互助会業界の業況は一昨年3月からの新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、冠婚儀式的減少や葬儀の小規模化等、事業環境は厳しい状況が続いておりますが、まん延防止等重点措置の解除、経済活動の再開に伴い、業績回復の兆しがみられます。

第99基準日（令和4年3月31日）におけるわが国全国互助会240社の前受金残高は、第97基準日（令和3年3月31日）比0.4%減の2兆4,668億円と108億円の減少となりました。

第99基準日（令和4年3月31日）における当社の契約先互助会151社の前受金残高は、第97基準日（令和3年3月31日）比0.3%減の2兆2,437億円と68億円減少しました。

当社の当事業年度の業績を報告いたします。

当社の契約先は互助会151社で、契約残高は前年度比0.2%減の7,792億円と16億円の減少となりました。

損益状況は次のとおりであります。

営業収益は、契約額が減少したことにより、前年度比微減の1,433百万円となりました。

営業費用は、前年度比27.4%減の1,116百万円を計上しました。これは、債務保証損失引当金繰入が前年度比402百万円減少したことにより営業費用全体として減少したものであります。

以上の結果、316百万円の営業利益となりました。

営業外収益は、受取配当金、有価証券利息及び投資有価証券運用益の合計1,661百万円、ならびにテナントからの受取賃貸料等101百万円の合計1,762百万円を計上しました。

営業外費用は、劣後債の社債利息41百万円、社屋の賃貸収入原価49百万円等で合計92百万円を計上しました。

以上の結果、経常利益は、前年度比15.3%減の1,986百万円となりました。

特別損失として投資有価証券評価損14百万円を計上しました。

当期純利益は、前年度比0.5%増の1,371百万円となりました。

中期経営計画の達成状況に関する認識及び分析は次のとおりです。

令和3年7月に策定した「中期経営計画（令和3年度～令和5年度）」の期間においては、最終年度で保証契約残高は7,809億円以上、保証基盤額（受託事業基金と純資産の合計額）は1,015億円以上という目標を掲げておりますが、初年度の当期においては、保証契約残高は7,792億円、保証基盤額は979億円となりました。引き続き保証事業及び資産運用において収益力の強化策を実行し保証基盤の充実を図ってまいります。

② キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、2,999百万円となり、前事業年度末に比べ1,696百万円減少しました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動で得られた資金は1,151百万円となりました。これは営業収入1,426百万円、利息及び配当金の受取りと利息の支払いによる収入額572百万円、受託事業基金の受入れによる収入277百万円及びその他営業支出等1,125百万円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動で得られた資金は7,250百万円となりました。これは投資有価証券の取得における支出が3,301百万円ありましたが、投資有価証券の売却による収入1,816百万円及び投資有価証券の償還による収入8,700百万円等があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動で使用した資金は10,098百万円となりました。これは普通株式の配当及び第一種優先株式の配当による支出98百万円及び社債の償還による支出10,000百万円を行ったことによるものであります。

a. 販売方法

当社は、前受業務保証金供託委託契約書の正本を委託者に交付し、委託者はこの写を前受業務保全措置届出書に添付して各基準日から50日以内に経済産業大臣に提出し保全措置を終務することとなります。

なお、この手続きの流れを示せば次のとおりであります。

(契約申込から契約書正本交付まで)



b. 供託受託契約状況

供託受託契約状況は次のとおりであります。

期別	前事業年度 (自 令和2年6月1日 至 令和3年5月31日)				当事業年度 (自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)			
区分	供託受託契約額		供託受託契約残高 令和3年5月31日現在		供託受託契約額		供託受託契約残高 令和4年5月31日現在	
	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)
	306	1,562,749,392	153	780,947,964	303	1,560,103,018	151	779,254,926
計	306	1,562,749,392	153	780,947,964	303	1,560,103,018	151	779,254,926

(注) 供託受託契約の契約期間は6ヶ月であるため、供託受託契約額は2基準日の合計額であります。

c. 供託受託契約実績及び収入手数料

供託受託契約実績及び収入手数料は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 令和2年6月1日 至 令和3年5月31日)		当事業年度 (自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)	
区別	計	収入手数料 (千円)	計	収入手数料 (千円)
件数・金額 (件)	306	1,434,561	303	1,426,573
供託受託契約額 (千円)	1,562,749,392		1,560,103,018	
供託受託契約残高(A) (千円)	780,947,964		779,254,926	
供託受託契約限度額(B) (千円)	2,462,350,350		2,447,840,448	
供託受託契約限度額に対する供 託受託契約残高の比率 (A) / (B) (%)	31.7		31.8	

(注) 収入手数料は非課税につき消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度の末日現在において判断したものであります。

① 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 資産

当事業年度末の資産合計につきましては100,412百万円となり、前事業年度末に比べ11,117百万円減少しました。これは主に投資有価証券の減少によるものであります。

b. 負債

当事業年度末の負債合計につきましては56,646百万円となり、前事業年度末に比べ10,259百万円減少しました。これは主に流動負債の1年内償還予定の社債の償還によるものであります。

c. 純資産

当事業年度末の純資産合計につきましては43,766百万円となり、前事業年度末に比べ857百万円減少しました。これは主に当期純利益の計上があったものの、その他有価証券評価差額金の減少によるものであります。

経営成績については、「(1) 経営成績等の状況の概要 ①財政状態及び経営成績の状況」をご参照ください。なお、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」及び「2 事業等のリスク」をあわせてご参照ください。

② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社の当事業年度のキャッシュ・フローの状況については、「(1) 経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

当社の資本の財源及び資金の流動性については、運転資金需要のうち主なものは、人件費等の経費であり内部資金により調達しております。当社は事業に必要な流動性と資金源泉を安定的に確保することを基本方針としております。流動資産から流動負債を差し引いた運転資本については、当事業年度末現在において55億円の超過となっております。

長期資金需要につきましては、内部資金により調達することを基本方針としております。当事業年度末において、設備投資等の重要な支出の予定はありません。

また、当事業年度末現在において、有価証券及び投資有価証券の残高は932億円となっております。資産運用につきましては、「安全性」「効率性」「流動性」を重視した資産運用方針に基づき、外部専門機関への運用委託を原則とし、投資適格債券、不動産投資信託、株式等によるインカムゲインを重視した「ポートフォリオ運用」を基本とし、社内の業務方法書及び資産運用の基本方針に則り、特に「安全性」に注意を払い運用しております。

③ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この財務諸表の作成に当たって、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響や収束時期等を含む仮定に関する情報は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(追加情報)」に記載しております。

4【経営上の重要な契約等】

特記すべき事項はありません。

5【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

重要な設備投資はありません。

2【主要な設備の状況】

令和4年5月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額（千円）				従業員数 (名)
			建物	什器備品	土地 (面積㎡)	合計	
本社 (東京都港区)	前受金の 保証事業	その他設備	1,317,955	5,411	2,029,442 (37,730)	3,352,809	18

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	384,000
第一種優先株式	60,000
計	444,000

②【発行済株式】

種類	当事業年度末発行数（株） （令和4年5月31日）	提出日現在発行数（株） （令和4年8月30日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	96,000	96,000	該当なし	当社は単元株制度は採用しておりません。（注1）
第一種優先株式	60,000	60,000	該当なし	当社は単元株制度は採用しておりません。（注2）
計	156,000	156,000		

（注1）株式の譲渡制限に関する規定は次のとおりであります。

当社の発行する全部の株式について、会社法第107条第1項第1号に定める内容（いわゆる譲渡制限）を定め、当該株式の譲渡又は取得について取締役会の承認を要する旨を定款第8条において定めております。

（注2）第一種優先株式の内容は次のとおりであります。

(i) 優先配当金

I. 優先配当金

当社は、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された優先株式を有する株主（以下優先株主という。）又は優先株式の登録株式質権者（以下優先登録株式質権者という。）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主という。）又は普通株式質権者（以下普通登録株式質権者という。）に先立ち、次に定める額の金銭による剰余金の配当（以下配当により支払われる金銭を優先配当金という。）を行う。

第一種優先株式

1株につき年1,000円

II. 非累積条項

ある事業年度において、優先株主又は優先登録株式質権者に対し支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(ii) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、次に定める額の金銭を支払う。

第一種優先株式

1株につき100,000円

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(iii) 取得条項

当社は、平成29年9月30日以降の当社の取締役会が取得日として定める日に、第一種優先株式1株につき100,000円で、第一種優先株式を取得することができる。

(iv) 議決権条項

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(v) 種類株主総会の決議

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成24年10月1日 (注)	60	156	3,000,000	3,980,000	3,000,000	3,014,509

(注) 有償第三者割当によるものです。

発行価格 100千円

資本組入額 3,000,000千円

主な割当先 (株)ベルコ、(株)日本セレモニー 他37社

(5) 【所有者別状況】

① 普通株式

令和4年5月31日現在

区分	株式の状況								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	合計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	8	－	124	－	－	6	138	－
所有株式数（株）	－	35,200	－	60,720	－	－	80	96,000	－
所有株式数の割合（％）	－	36.7	－	63.3	－	－	0.1	100	－

② 優先株式

区分	株式の状況								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	合計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	38	－	－	－	38	－
所有株式数（株）	－	－	－	60,000	－	－	－	60,000	－
所有株式数の割合（％）	－	－	－	100	－	－	－	100	－

(6) 【大株主の状況】

① 所有株式数別

令和4年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ベルコ	池田市空港1-12-10	7,789 (4,500)	5.0
株式会社セレマ	京都市中京区西ノ京中御門東町134番地	6,428 (4,500)	4.1
株式会社日本セレモニー	下関市王喜本町6-4-50	5,530 (4,500)	3.5
株式会社レクスト	名古屋市中区富士見町10-27	5,364 (1,000)	3.4
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1-1-2	4,800	3.1
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1-5-5	4,800	3.1
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	4,800	3.1
株式会社りそな銀行	大阪府中央区備後町2-2-1	4,800	3.1
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-1	4,800	3.1
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-5	4,800	3.1
アルファクラブ武蔵野株式会社	さいたま市大宮区上小町535番地	4,754 (4,500)	3.0
株式会社アークベル	新潟市中央区南笹口2-7-20	4,739 (2,500)	3.0
株式会社サンレー	北九州市小倉北区上富野3-2-8	4,482 (2,500)	2.9
ユウベル株式会社	広島市西区南観音3-16-19	4,320 (3,000)	2.8
株式会社京阪互助センター	大阪府北区鶴野町4番16号	3,772 (2,000)	2.4
株式会社117	姫路市古二階町63番地	3,770 (2,500)	2.4
株式会社千代田	東京都荒川区西日暮里2-39-4	3,676 (2,000)	2.4
株式会社くらしの友	東京都大田区西蒲田8-2-12	3,650 (2,500)	2.3
株式会社メモリード	長崎市稲佐町2番2号	3,406 (2,200)	2.2
りそなカード株式会社	東京都江東区木場1-5-25	3,200	2.1
東洋不動産株式会社	東京都港区虎ノ門1-1-28	3,200	2.1
ヒューリック株式会社	東京都中央区日本橋大伝馬町7-3	3,200	2.1
SMBCファイナンスサービス株式会社	名古屋市中区丸の内3-23-20	3,200	2.1
株式会社デベロッパー三信	東京都千代田区神田錦町3-11	3,200	2.1
三菱UFJ代行ビジネス株式会社	東京都府中市日鋼町1-1	3,200	2.1
計		109,680 (38,200)	70.3

(注)所有株式数の()内書きは、優先株式であります。.

② 所有議決権数別

令和4年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する所有議 決権数の割合 (%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1-5-5	4,800	5.0
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1-1-2	4,800	5.0
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	4,800	5.0
株式会社りそな銀行	大阪府中央区備後町2-2-1	4,800	5.0
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-1	4,800	5.0
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-5	4,800	5.0
株式会社レクスト	名古屋市中区富士見町10-27	4,364	4.5
株式会社ベルコ	池田市空港1-12-10	3,289	3.4
東洋不動産株式会社	東京都港区虎ノ門1-1-28	3,200	3.3
りそなカード株式会社	東京都江東区木場1-5-25	3,200	3.3
ヒューリック株式会社	東京都中央区日本橋大伝馬町7-3	3,200	3.3
SMBCファイナンスサービス株式 会社	名古屋市中区丸の内3-23-20	3,200	3.3
株式会社デベロッパー三信	東京都千代田区神田綿町3-11	3,200	3.3
三菱UFJ代行ビジネス株式会社	東京都府中市日鋼町1-1	3,200	3.3
株式会社名古屋冠婚葬祭互助会	名古屋市中区本通1-21	2,248	2.3
株式会社アークベル	新潟市中央区南笹口2-7-20	2,239	2.3
計		60,140	62.6

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

令和4年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一種優先株式 60,000	—	「1.株式等の状況」の 「(1)株式の総数等」の 「②発行済株式」の注記 に記載されております。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 96,000	96,000	権利内容に何ら限定のな い当社における標準とな る株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	156,000	—	—
総株主の議決権	—	96,000	—

②【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主への利益還元と消費者保護のための保証基盤の確立を重要な経営方針として、事業の運営にあたっております。

当社は、年1回期末に利益剰余金の配当を行うことを基本方針としております。利益剰余金の配当の決定機関は株主総会であります。

こうした経営方針を踏まえ、利益配分については、長期に安定した配当と、内部留保のバランスをとることを基本方針としております。

予定どおり、当期の期末配当金は、普通株式は、1株につき400円とし、第一種優先株式は、定款所定の配当額である1株当たり1,000円、その結果、金銭支払総額98,400千円とし、効力発生日を令和4年8月26日とさせていただきたいと存じます。また、繰越利益剰余金を減少し、受託事業基金積立金として1,300,000千円を積み立てることといたしました。

なお、当事業年度に係る利益剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日		配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
令和4年8月25日 定時株主総会決議	普通株式	38,400 (普通配当 38,400)	400 (普通配当 400)
	第一種優先株式	60,000 (普通配当 60,000)	1,000 (普通配当 1,000)

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、互助会加入者の保護と業界の健全な発展を目的とする公共性の強い機関であり、事業の適正な運営を確保することが求められています。そのため、割賦販売法等法令遵守を徹底するとともに、社外取締役を積極的に迎え入れるなど、透明性が高く、牽制機能を備えた経営システムの構築を目指しています。

② 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

当社は、監査役会制度採用会社であります。

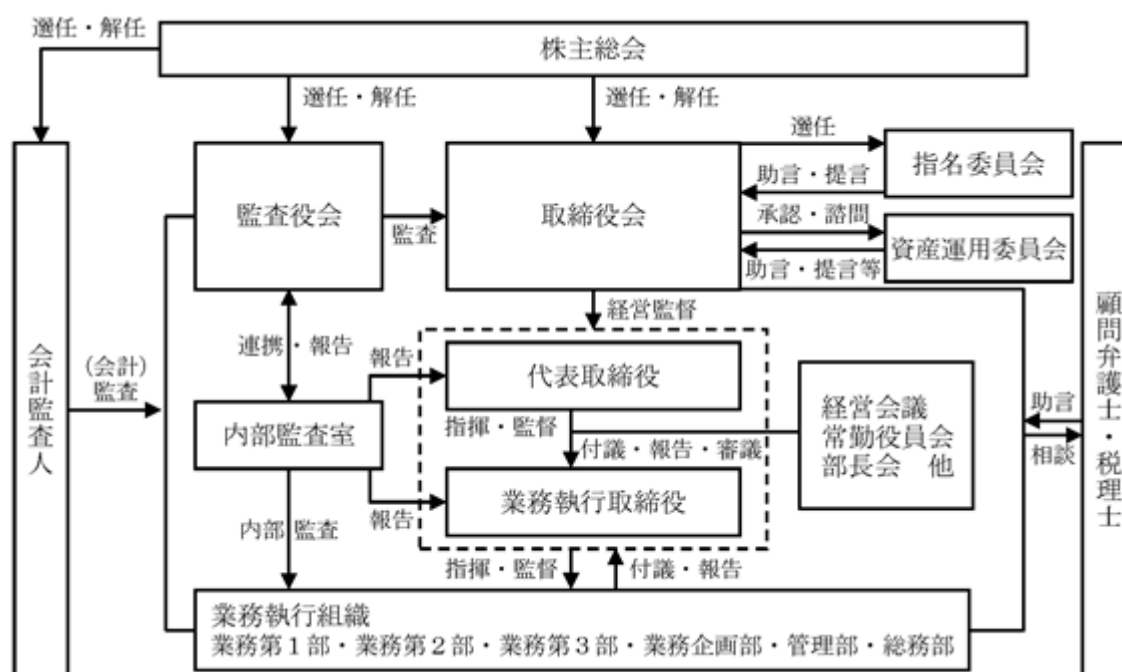
取締役会については、取締役13名、うち社外取締役10名で構成され、法令、定款及び取締役会規程等に基づき運営されております。当期については5回開催いたしました。

監査役会については、監査役4名(うち社外監査役3名)で構成され、法令、定款及び監査役規程等に基づき運営されております。当期については6回開催いたしました。

会計監査人と監査役会は、年度を通じて連携して監査を実施するとともに、期中を通じて随時情報交換を密にしております。

また、内部監査室は、室長と室員2名で構成され、組織規程および内規等に基づき運営されております。

なお、当システムを図表で示せば次のとおりであります。



③ リスク管理体制の整備の状況

当社において想定されるリスクについては、各種規則・マニュアルを制定し、保証業務に関するものは業務部・業務企画部・管理部担当者が対応、それ以外のは管理部・総務部担当者が対応し、役員が総合的な管理を行っております。

④ 役員報酬の内容

取締役の年間報酬総額 59百万円

監査役の年間報酬総額 15百万円

(なお、社外取締役については無報酬、社外監査役1名以外は無報酬であります。)

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規程に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役については、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。これは、社外取締役及び社外監査役が職務を遂行するにあたり、期待される役割を十分に発揮することを目的とするものであります。

⑥ 取締役の定数

当社の取締役は、14名以内とする旨を定款で定めております。

⑦ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の特別決議の定足数をより確実に充足できるようにするため、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う旨を定款で定めております。

⑨ 種類株式の発行

普通株式の発行のほか第一種優先株式を発行しております。

第一種優先株式について議決権を有しないこととしている理由は、資本増強にあたり既存株主への影響を考慮したためであります。

第一種優先株式の内容については「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ②発行済株式」の(注2)をご参照ください。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性17名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長	山下 裕史	昭和39年12月5日	平成17年8月 (株)117代表取締役社長(現在) (株)大和生研代表取締役社長(現在) 平成25年8月 当社取締役 平成30年8月 (一社)全日本冠婚葬祭互助協会会長 令和4年8月 当社取締役会長(現在)	(注)3	-
代表取締役社長	舟町 仁志	昭和30年12月8日	平成14年7月 経済産業省経済産業政策局調査統計部参事官 平成16年8月 (特行)工業所有権情報研修館総務部長 平成18年6月 (公財)日本台湾交流協会台北事務所次長 平成20年7月 (一社)セメント協会専務理事 平成26年7月 (公財)日本台湾交流協会代表理事・専務理事 令和2年4月 当社取締役 令和2年7月 当社代表取締役社長(現在)	(注)3	普通株式 1
常務取締役	石田 恵三	昭和35年12月9日	平成25年1月 (株)りそな銀行審査部グループリーダー 平成26年10月 当社業務企画部審議役 平成29年6月 当社業務企画部長 平成30年3月 当社業務第一部長 平成30年8月 当社執行役員 令和2年4月 当社常務取締役(現在) 令和3年11月 (株)全国支援互助会取締役(現在)	(注)3	普通株式 1
常務取締役	岩木 権次郎	昭和34年10月5日	平成27年7月 経済産業省大臣官房参事官(地域新産業創出担当) 平成28年6月 同省九州経済産業局総務企画部長 平成29年7月 同省中小企業庁経営支援部商業課長 平成30年6月 同省特許庁総務部会計課長 平成元年7月 同省大臣官房付・退官 令和元年10月 当社総務部次長 令和元年11月 当社常務執行役員 令和2年8月 当社常務取締役(現在)	(注)3	普通株式 1
取締役	神田 忠	昭和18年7月6日	昭和54年1月 (株)日本セレモニー代表取締役社長 平成14年7月 (社)全日本冠婚葬祭互助協会副会長 平成15年8月 当社取締役(現在) 平成25年2月 (株)日本セレモニー代表取締役会長(現在)	(注)3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	北野 洋	昭和32年3月25日	平成16年5月 ㈱みずほ銀行横浜中央支店長 平成19年4月 ヒューリック㈱不動産投資部ニュービジネス推進室長 平成22年1月 同社執行役員財務部長 平成22年8月 当社取締役(現在) 平成25年4月 ヒューリック㈱常務執行役員財務部長 令和4年4月 同社常務執行役員財務部統括部長(現在)	(注)3	—
取締役	齋藤 斎	昭和38年11月24日	平成26年8月 (一社)全日本冠婚葬祭互助協会会長 平成29年6月 みどり生命保険㈱代表取締役社長 令和2年6月 ㈱ベルコ代表取締役社長(現在) 令和2年12月 ㈱ごじょいる(旧㈱互助センター友の会)代表取締役(現在) 令和3年8月 当社取締役(現在)	(注)3	—
取締役	齋藤 直樹	昭和43年4月25日	平成28年4月 三菱UFJ信託銀行㈱名古屋法人営業部長 平成30年4月 ㈱三菱UFJ銀行出向 名古屋営業第二部長(特命担当) 平成30年5月 同行名古屋営業第一部長(特命担当)兼務名古屋営業第三部長(特命担当)兼務名古屋営業第四部長(特命担当) 令和2年4月 三菱UFJ信託銀行㈱本店法人営業部長(現在) 令和2年8月 当社取締役(現在)	(注)3	—
取締役	島村 和良	昭和48年8月26日	平成30年4月 ㈱みずほ銀行福井支店長 令和2年4月 同行リテール・事業法人推進部業務役 令和3年5月 同行法人業務部業務役 令和4年4月 同行虎ノ門法人部長(現在) 令和4年8月 当社取締役(現在)	(注)4	—
取締役	杉山 茂之	昭和43年5月24日	平成22年9月 ㈱あいネット代表取締役社長(現在) 平成30年8月 (一社)全日本冠婚葬祭互助協会副会長(現在) 令和3年8月 当社取締役(現在)	(注)3	—
取締役	土井 賢志	昭和44年4月15日	平成26年10月 ㈱りそな銀行千里北支店長 平成29年1月 同行国際事業部アドバイザー 平成29年4月 同行東府中支店長 令和2年4月 同行仙台支店長 令和4年4月 同行赤坂支店長兼営業第一部長(現在) 令和4年8月 当社取締役(現在)	(注)4	—
取締役	中森 和宏	昭和44年10月15日	平成31年4月 ㈱三井住友銀行山陽中央法人営業部長 令和元年10月 同行山陽中央法人営業部長兼福山支店長 令和3年4月 同行日比谷法人営業第一部長(現在) 令和3年8月 当社取締役(現在)	(注)3	—
取締役	吉田 茂視	昭和18年9月26日	昭和44年7月 ㈱メモリード設立、代表取締役社長 平成14年7月 (社)全日本冠婚葬祭互助協会会長 平成16年8月 当社監査役 平成19年8月 当社取締役 平成23年8月 当社取締役会長 平成29年8月 当社取締役(現在) 平成30年8月 ㈱メモリード代表取締役会長 令和2年5月 同社取締役会長(現在)	(注)3	—
常勤監査役	掛川 昇	昭和34年12月22日	平成21年6月 三菱UFJ信託銀行㈱大阪法人営業第一部長 平成24年4月 当社業務第三部審議役 平成27年6月 当社業務第三部長 平成29年8月 当社執行役員 平成30年8月 当社常務取締役 令和2年4月 当社常勤監査役(現在)	(注)5	—
監査役	佐久間 庸和	昭和38年5月10日	平成13年10月 ㈱サンレー代表取締役社長(現在) 平成25年8月 当社監査役(現在) 平成26年6月 全国冠婚葬祭互助会連盟会長 平成30年8月 (一社)全日本冠婚葬祭互助協会副会長	(注)5	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	関 啓一	昭和28年10月22日	平成13年11月 中央三井信託銀行(株)(現三井住友信託銀行(株))不動産営業部営業事務課長 平成15年4月 中央三井住宅販売(株)(現三井トラスト不動産(株))池袋センター長 平成16年4月 同社事業部副部長及びお客様相談室室長 平成19年6月 昭栄(株)不動産事業本部副部長 平成24年7月 三井トラスト不動産(株)企画部主任調査役 平成25年11月 三井トラスト・キャリアパートナーズ(株)調査役 令和2年8月 当社監査役(現在)	(注)5	—
監査役	渡邊 正典	昭和39年7月21日	平成18年4月 (株)アルス代表取締役(現在) 平成20年5月 (株)セレモジャパン代表取締役社長(現在) 平成23年2月 (株)メモワール代表取締役社長(現在) 令和2年8月 当社監査役(現在) 令和4年8月 (一社)全日本冠婚葬祭互助協会会長(現在)	(注)5	—
計					普通株式 3

- (注) 1. 取締役山下裕史、神田忠、北野洋、齋藤斎、齋藤直樹、島村和良、杉山茂之、土井賢志、中森和宏及び吉田茂視は、社外取締役であります。
2. 監査役佐久間庸和、関啓一及び渡邊正典は、社外監査役であります。
3. 令和3年8月24日開催の定時株主総会の終結の時から令和5年5月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 取締役島村和良、土井賢志は令和4年8月25日開催の定時株主総会の終結の時から令和5年5月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 令和2年8月27日開催の定時株主総会の終結の時から令和6年5月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6. 取締役神田成二氏は、令和4年7月30日逝去により退任いたしました。

② 社外役員の状況

山下裕史、神田忠、齋藤斎、杉山茂之、吉田茂視の5氏は冠婚葬祭互助会業界について長い経験と豊富な知見を有しており、その経験と知見から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待できることから、社外取締役として選任しております。北野洋、齋藤直樹、島村和良、土井賢志、中森和宏の5氏は金融業界について長い経験と豊富な知見を有しており、その経験と知見から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待できることから、社外取締役として選任しております。

佐久間庸和、渡邊正典の両氏は冠婚葬祭互助会業界について長い経験と豊富な知見を有しており、その経験と知見から、当社の監査体制の強化が期待できることから、社外監査役として選任しております。関啓一氏は金融業界について長い経験と豊富な知見を有しており、当社の監査体制の強化が期待できることから、社外監査役として選任しております。

社外取締役山下裕史は(株)117の代表取締役であり、当社と当社との間では前受業務保証金供託委託契約を締結しております。

これと同様な関係にあるものは以下のとおりであります。

社外取締役神田忠は(株)日本セレモニー、(株)防長互助センター、(株)日本セレモニー(広島)、(株)サンファミリー、(株)へいあん秋田、(株)へいあんファミリーの代表取締役及び(株)日本セレモニー(長崎)の取締役であります。社外取締役齋藤斎は(株)ベルコ、(株)ごじょいる(旧(株)互助センター友の会)の代表取締役及び(株)ベルセレマの取締役であります。社外取締役杉山茂之は(株)あいネット、(株)あいネット清水、(株)あいネット伊勢、(株)あいネット(藤枝)及び(株)平安(長野)の代表取締役であります。社外取締役吉田茂視は(株)メモリード(長崎)、(株)メモリード(北関東)、(株)メモリード宮崎、(株)メモリード東京、(株)ルクール及び(株)マリトピアの取締役であります。社外監査役佐久間庸和は(株)サンレー(九州)、(株)サンレー(北陸)の代表取締役及び(株)サンレー(沖縄)の取締役であります。社外監査役渡邊正典は(株)メモワール、(株)アルス及び(株)東日本セレモニーの代表取締役であります。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

監査役会については、監査役4名(うち社外監査役3名)で構成され、法令、定款及び監査役規程等に基づき運営されております。当期については6回開催いたしました。

会計監査人と監査役会は、年度を通じて連携して監査を実施するとともに、期中を通じて随時情報交換を密にしております。

なお、監査役の知見につきましては、常勤監査役の掛川昇氏は、当社においては業務部門に携わり、財務、会計及び互助会業界に関する幅広い知識と豊富な経験を有しています。また、社外監査役の佐久間庸和氏は、(株)サンレーの代表取締役社長として、全国冠婚葬祭互助会連盟会長及び(一社)全日本冠婚葬祭互助協会副会長を歴任し、企業経営者として高い専門性と幅広い知識と経験を有しています。関啓一氏は、中央三井信託銀行(株)(現三井住友信託銀行(株))等にて長く不動産業務に従事し、広範な知識と専門性を有しています。渡邊正典氏は、(株)メモワール等の代表取締役社長、(一社)全日本冠婚葬祭互助協会会長であり、企業経営についての高度な知識、専門性と経験を有しています。

当事業年度において当社は監査役会を6回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏 名	開催回数	出席回数
掛川 昇	6回	6回
佐久間 庸和	6回	6回
関 啓一	6回	6回
渡邊 正典	6回	5回

監査役会においては、監査報告書の作成、常勤監査役の選定及び解職、監査方針・監査計画の策定、監査役の職務の執行に関する事項の決定を主な検討事項としています。また、会計監査人の選解任又は不再任に関する事項や、会計監査人の報酬等に対する同意等、監査役会の決議による事項について検討を行っております。

また、常勤監査役の活動として、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しており、監査役会において、非常勤監査役に定期的に報告しております。会計監査人に対しても適正な監査をしているかを監視及び検討するとともに、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

② 内部監査の状況

内部監査室は、室長と室員2名で構成され、組織規程および内規等に基づき運営されております。

当システムにつきましては、「4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要 ②会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況」に図表を記載しております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

b. 継続監査期間

6年間

c. 業務を執行した公認会計士

田村 知弘
 山村 幸也

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、会計士試験合格者1名、その他2名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社の監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表している「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき、会計監査人の品質管理の状況、独立性及び専門性、監査体制が整備されていること、具体的な監査計画並びに監査報酬が合理的かつ妥当であることを確認し、監査実績などを踏まえたうえで、会計監査人を総合的に評価し選定について判断しております。

会計監査人の職務の執行に支障がある場合のほか、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (円)	非監査業務に基づく報酬 (円)	監査証明業務に基づく報酬 (円)	非監査業務に基づく報酬 (円)
8,900,000	—	8,900,000	—

監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の該当事項はありません。

b. その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

c. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、監査日数及び当社の規模・業務の特性等の要素を勘案して適切に決定しております。

d. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

(4) 【役員の報酬等】

当社は非上場会社でありますので、記載すべき事項はありません。

なお、役員報酬の内容につきましては、「4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」に記載しております。

(5) 【株式の保有状況】

当社は非上場会社でありますので、記載すべき事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(令和3年6月1日から令和4年5月31日まで)の財務諸表について、太陽有限責任監査法人による監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年5月31日)	当事業年度 (令和4年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,296,220	3,599,501
有価証券	8,749,014	4,308,131
未収入金	3,115	3,802
未収収益	109,717	59,502
前払費用	941	3,513
その他	1,031	-
流動資産合計	14,160,040	7,974,452
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,663,560	1,663,560
減価償却累計額	△281,794	△345,605
建物（純額）	1,381,766	1,317,955
什器備品	31,304	31,082
減価償却累計額	△23,906	△25,670
什器備品（純額）	7,397	5,411
土地	2,029,442	2,029,442
有形固定資産合計	3,418,606	3,352,809
無形固定資産		
ソフトウェア	72,803	47,775
電話加入権	456	456
無形固定資産合計	73,259	48,231
投資その他の資産		
投資有価証券	93,872,942	88,954,730
長期前払費用	5,379	3,658
繰延税金資産	-	78,752
投資その他の資産合計	93,878,322	89,037,140
固定資産合計	97,370,188	92,438,181
資産合計	111,530,229	100,412,633

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年5月31日)	当事業年度 (令和4年5月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内償還予定の社債	10,000,000	-
責任準備金	※2 676,241	※2 669,690
未払金	23,364	25,194
未払費用	86,069	27,349
未払法人税等	287,374	322,831
未払消費税等	1,101	3,226
預り金	2,830	2,816
前受収益	9,798	9,759
債務保証損失引当金	862,828	1,323,244
その他	3	4
流動負債合計	11,949,612	2,384,118
固定負債		
受託事業基金	53,870,196	54,147,593
長期預り保証金	50,484	60,073
役員退職慰労引当金	32,430	50,530
退職給付引当金	4,812	4,293
繰延税金負債	998,875	-
固定負債合計	54,956,799	54,262,490
負債合計	66,906,412	56,646,609
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,980,000	3,980,000
資本剰余金		
資本準備金	3,014,509	3,014,509
資本剰余金合計	3,014,509	3,014,509
利益剰余金		
利益準備金	122,880	122,880
その他利益剰余金		
受託事業基金積立金	33,138,400	34,388,400
繰越利益剰余金	1,397,944	1,421,318
利益剰余金合計	34,659,224	35,932,598
株主資本合計	41,653,733	42,927,107
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,970,083	838,916
評価・換算差額等合計	2,970,083	838,916
純資産合計	44,623,817	43,766,024
負債純資産合計	111,530,229	100,412,633

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和2年6月1日 至 令和3年5月31日)	当事業年度 (自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)
営業収入		
収入手数料	1,434,561	1,426,573
責任準備金戻入	676,407	676,241
責任準備金繰入	△676,241	△669,690
営業収入合計	1,434,727	1,433,124
営業費用	※ 1,539,512	※ 1,116,572
営業利益又は営業損失 (△)	△104,785	316,551
営業外収益		
受取利息	113	48
有価証券利息	270,044	177,348
受取配当金	1,481,164	404,756
投資有価証券運用益	734,578	1,079,684
受取賃貸料	106,892	99,718
雑収入	5,564	1,312
営業外収益合計	2,598,357	1,762,869
営業外費用		
社債利息	100,000	41,917
賃貸収入原価	47,221	49,988
その他	-	642
営業外費用合計	147,221	92,548
経常利益	2,346,350	1,986,873
特別利益		
責任準備金戻入	106,590	-
投資有価証券売却益	91,054	-
抱合せ株式消滅差益	38,022	-
特別利益合計	235,667	-
特別損失		
投資有価証券売却損	638,927	-
投資有価証券評価損	-	14,808
有形固定資産除却損	-	0
特別損失合計	638,927	14,808
税引前当期純利益	1,943,089	1,972,064
法人税、住民税及び事業税	831,606	737,354
法人税等調整額	△254,009	△137,064
法人税等合計	577,597	600,290
当期純利益	1,365,492	1,371,774

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 令和2年6月1日 至 令和3年5月31日）

(単位:千円)

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					受託事業基金積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	3,980,000	3,014,509	3,014,509	122,880	30,538,400	2,730,851	33,392,131	40,386,640
当期変動額								
剰余金の配当						△98,400	△98,400	△98,400
受託事業基金の積立					2,600,000	△2,600,000	-	-
当期純利益						1,365,492	1,365,492	1,365,492
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	2,600,000	△1,332,907	1,267,092	1,267,092
当期末残高	3,980,000	3,014,509	3,014,509	122,880	33,138,400	1,397,944	34,659,224	41,653,733

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	724,419	724,419	41,111,060
当期変動額			
剰余金の配当			△98,400
受託事業基金の積立			-
当期純利益			1,365,492
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,245,664	2,245,664	2,245,664
当期変動額合計	2,245,664	2,245,664	3,512,757
当期末残高	2,970,083	2,970,083	44,623,817

当事業年度（自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日）

(単位:千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					受託事業基金積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	3,980,000	3,014,509	3,014,509	122,880	33,138,400	1,397,944	34,659,224	41,653,733
当期変動額								
剰余金の配当						△98,400	△98,400	△98,400
受託事業基金の積立					1,250,000	△1,250,000	-	-
当期純利益						1,371,774	1,371,774	1,371,774
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	1,250,000	23,374	1,273,374	1,273,374
当期末残高	3,980,000	3,014,509	3,014,509	122,880	34,388,400	1,421,318	35,932,598	42,927,107

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,970,083	2,970,083	44,623,817
当期変動額			
剰余金の配当			△98,400
受託事業基金の積立			-
当期純利益			1,371,774
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△2,131,167	△2,131,167	△2,131,167
当期変動額合計	△2,131,167	△2,131,167	△857,793
当期末残高	838,916	838,916	43,766,024

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和2年6月1日 至 令和3年5月31日)	当事業年度 (自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
営業収入	1,436,446	1,426,573
人件費の支出	△374,502	△279,503
その他の営業支出	△316,210	△315,175
小計	745,732	831,894
利息及び配当金の受取額	1,796,770	672,289
利息の支払額	△100,000	△100,000
受託事業基金受入	550,115	277,397
法人税等の支払額	△760,901	△533,907
未払消費税等の増減額（△は減少）	△616	2,125
その他	6,832	1,312
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,237,933	1,151,110
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△600,000	△600,000
定期預金の払戻による収入	600,000	600,000
投資有価証券の取得による支出	△5,500,000	△3,301,060
投資有価証券の償還による収入	200,000	8,700,000
投資有価証券の売却による収入	2,199,738	1,816,503
無形固定資産の取得による支出	-	△1,460
投資不動産の賃貸による収入	106,892	99,679
預り保証金の返還による支出	-	△10,015
預り保証金の受入による収入	-	19,604
その他	△62,651	△72,683
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,056,019	7,250,567
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△98,398	△98,398
社債の償還による支出	-	△10,000,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△98,398	△10,098,398
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△916,484	△1,696,719
現金及び現金同等物の期首残高	5,498,511	4,696,220
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	114,194	-
現金及び現金同等物の期末残高	※ 4,696,220	※ 2,999,501

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 8～38年

什器備品 4～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。ソフトウェア(自社利用分)については、社内における見込利用可能期間(5年)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 債務保証損失引当金

契約先互助会の経営破綻により将来起こりうる債務保証に係る損失に備えるため、債務保証損失引当金の計上に関する内規等に則り、債務保証のリスクの状況を勘案し、引当金の計上要否判定及び引当額を計上しております。

(2) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、内規に基づく自己都合退職による期末要支給見積額から中小企業退職金共済制度からの給付相当額を控除した金額を計上しております。また、執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給見積額を引当計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は長期前払費用に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(2) 責任準備金

割賦販売法第35条の10に基づき、未経過収入手数料と営業収支差額のいずれか多い方の金額を責任準備金として計上しております。

なお、同条第2号により算出した金額(年間営業収支差額)が同条第1号により算出した金額(未経過収入手数料)を超過する金額に相当する責任準備金の繰入額、戻入額については特別損益に計上することとしております。

(重要な会計上の見積り)

債務保証損失引当金及び見積りの内容

契約先互助会の経営破綻により将来起こりうる債務保証に係る損失に備えるため、債務保証損失引当金の計上に関する内規等に則り、債務保証のリスクの状況を勘案し、引当金の計上要否判定及び引当額を計上しております。

① 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
債務保証損失引当金	862,828	1,323,244

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

(a) 見積りの算出方法及び見積りの算出に用いた主な仮定

当社は、審査規定、審査規定細則に基づいて全ての契約先互助会を評価したうえで、債務保証損失引当金の計上に関する内規等に則り、破綻懸念のある契約先互助会を対象として、供託委託契約額から担保の処分可能見込額等を控除した残高に対し、対象互助会の経営成績や財政状態及び過去の経営不振互助会の会員救済のための会員移籍又は経営権譲渡の実績などを考慮し、必要と認める債務保証損失引当金を計上しております。

(b) 翌事業年度の財務諸表に与える影響

債務保証損失引当金の算定に用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定は合理的であり、債務保証に係る損失に備えるための十分な額が計上されていると判断しております。ただし、会計上の見積りに用いた仮定は過去の実績を基礎とした数値に基づいていること等の不確実性を有しており、債務者の状況や経済環境・不動産等の担保価格の変化等により、債務保証損失引当金を増額又は減額する可能性があります。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載していません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響や収束時期等を含む仮定に関する情報)

当社では、会計上の見積りにおいて、新型コロナウイルス感染症による影響が当面続くものと仮定し、現段階において入手可能な情報に基づき最善の見積りを行っております。しかし、新型コロナウイルス感染症の収束時期は不透明なため、今後の動向によっては翌事業年度以降の財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表関係)

1 担保に供している資産及び担保に係る債務

該当事項はありません。

※ 2 責任準備金

供託委託契約による収入手数料の未経過額（前受収益）に係る金額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (令和3年5月31日)	当事業年度 (令和4年5月31日)
責任準備金	676,241千円	669,690千円

3 代位供託保証残高

互助会等に代わって法務局に供託することを保証している残高は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (令和3年5月31日)	当事業年度 (令和4年5月31日)
	780,947,964千円	779,254,926千円

(損益計算書関係)

※ 営業費用のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和2年6月1日 至 令和3年5月31日)	当事業年度 (自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)
給料及び手当	132,244千円	125,045千円
役員退職慰労引当金繰入額	17,675	19,316
退職給付引当金繰入額	4,195	1,019
業務委託費	97,982	89,669
保険料	1,353	1,519
租税公課	119,783	116,971
減価償却費	56,428	52,429
債務保証損失引当金繰入額	862,828	460,416

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 令和2年6月1日 至 令和3年5月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式 数（株）	増加	減少	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	96,000	—	—	96,000
第一種優先株式	60,000	—	—	60,000
合計	156,000	—	—	156,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和2年8月27日 定 時 株 主 総 会	普通株式	38,400 (普通配当38,400)	400 (普通配当 400)	令和2年5月31日	令和2年8月28日
	第一種優先株式	60,000 (普通配当60,000)	1,000 (普通配当1,000)	令和2年5月31日	令和2年8月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和3年8月24日 定時株主総会	普通株式	繰越利益 剰余金	38,400 (普通配当38,400)	400 (普通配当 400)	令和3年5月31日	令和3年8月25日
	第一種 優先株式	繰越利益 剰余金	60,000 (普通配当60,000)	1,000 (普通配当1,000)	令和3年5月31日	令和3年8月25日

当事業年度（自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式 数（株）	増加	減少	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	96,000	—	—	96,000
第一種優先株式	60,000	—	—	60,000
合計	156,000	—	—	156,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和3年8月24日 定時株主総会	普通株式	38,400 (普通配当38,400)	400 (普通配当 400)	令和3年5月31日	令和3年8月25日
	第一種優先株式	60,000 (普通配当60,000)	1,000 (普通配当1,000)	令和3年5月31日	令和3年8月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和4年8月25日 定時株主総会	普通株式	繰越利益 剰余金	38,400 (普通配当38,400)	400 (普通配当 400)	令和4年5月31日	令和4年8月26日
	第一種 優先株式	繰越利益 剰余金	60,000 (普通配当60,000)	1,000 (普通配当1,000)	令和4年5月31日	令和4年8月26日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 令和2年6月1日 至 令和3年5月31日)	当事業年度 (自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)
現金及び預金勘定	5,296,220千円	3,599,501千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△600,000	△600,000
現金及び現金同等物	4,696,220	2,999,501

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、「安全性」「効率性」「流動性」を重視した資産運用方針に基づき、外部専門機関への運用委託を原則とし、投資適格債券、不動産投資信託、株式等によるインカムゲインを重視したポートフォリオ運用を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

有価証券及び投資有価証券は、市況の低迷や市場金利の上昇等により、保有債券の評価損の発生や含み損益の悪化のリスクがあります。このため、当社内に社外取締役を含めた「資産運用委員会」を設置し、運用方針を審議し、四半期毎に資産の運用状況について確認を行うなど、リスク管理体制を整備して運営しております。

当社は、その保有金融資産を分別管理しております。具体的には、「受託事業基金口」と「自己資金口」とに分別し、前者は原則として安全性の高い債券で運用しており、両者ともに「その他有価証券」として運用管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（令和3年5月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	102,621,956	102,621,956	—
資産計	102,621,956	102,621,956	—
(2) 1年内償還予定の社債	10,000,000	10,000,000	—
負債計	10,000,000	10,000,000	—

(注1) 「現金及び預金」、「未収入金」については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(注2) 以下の金融商品は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前事業年度 (令和3年5月31日) (千円)
受託事業基金	53,870,196

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

株式及び不動産投資信託は取引所の価格、債券は日本証券業協会公表の公社債店頭売買参考統計値等又は取引金融機関から提示された価格によっております。社債については、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

当事業年度（令和4年5月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価（千円）	差額（千円）
有価証券及び投資有価証券			
其他有価証券	93,261,861	93,261,861	—
資産計	93,261,861	93,261,861	—

(注1) 「現金及び預金」、「未収入金」については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「(1) 有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度 (令和4年5月31日) (千円)
非上場株式	1,000

(注3) 「受託事業基金」については、記載を省略しております。当該基金は、主として契約上の債務を担保する目的で契約互助会より預け入れられた金銭であり、当社は契約の終了（解除）により返済義務を負うものであります。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度 (令和4年5月31日) (千円)
受託事業基金	54,147,593

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
 前事業年度（令和3年5月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	5,296,220	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
其他有価証券のうち満期があるもの	8,749,014	7,221,687	10,126,168	—
未収入金	3,115	—	—	—
合計	14,048,350	7,221,687	10,126,168	—

当事業年度（令和4年5月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,599,501	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
其他有価証券のうち満期があるもの	4,308,131	8,535,639	4,436,200	—
未収入金	3,802	—	—	—
合計	7,911,435	8,535,639	4,436,200	—

4. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度（令和4年5月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
其他有価証券				
債券	—	17,279,970	—	17,279,970
その他	—	75,981,891	—	75,981,891
資産計	—	93,261,861	—	93,261,861

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

投資信託及び債券については、市場における取引価格は存在せず、かつ解約等には重要な制限がないため、取引金融機関から提示された基準価格を用いて評価しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度（令和3年5月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 債券	20,521,088	20,391,977	129,110
	(2) その他	76,525,086	72,364,726	4,160,360
	小計	97,046,174	92,756,703	4,289,471
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 債券	5,575,781	5,584,359	△8,577
	(2) その他	—	—	—
	小計	5,575,781	5,584,359	△8,577
合計		102,621,956	98,341,063	4,280,893

当事業年度（令和4年5月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 債券	10,691,283	10,642,719	48,563
	(2) その他	22,300,943	19,328,492	2,972,450
	小計	32,992,226	29,971,212	3,021,014
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 債券	6,588,687	6,593,696	△5,009
	(2) その他	53,680,947	55,487,790	△1,806,843
	小計	60,269,634	62,081,486	△1,811,852
合計		93,261,861	92,052,699	1,209,161

2. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 令和2年6月1日 至 令和3年5月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
(1) 株式	1,566,786	—	638,927
(2) その他	632,951	91,054	—
合計	2,199,738	91,054	638,927

当事業年度（自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
(1) 株式	—	—	—
(2) その他	1,816,503	—	—
合計	1,816,503	—	—

3. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、有価証券について14百万円（その他有価証券のその他14百万円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%～50%程度下落が4半期継続した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は退職金規程に基づく退職一時金制度を採用し、退職一時金の一部を中小企業退職金共済制度から支給する制度であります。退職給付債務の算定については、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法によっております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 令和2年6月1日 至 令和3年5月31日)	当事業年度 (自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)
退職給付引当金の期首残高	2,840千円	4,812千円
退職給付費用	4,195	1,019
退職給付の支払額	2,223	1,538
退職給付引当金の期末残高	4,812	4,293

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (令和3年5月31日)	当事業年度 (令和4年5月31日)
非積立型制度の退職給付債務	24,073千円	23,452千円
中小企業退職金共済制度による支給見込額	19,260	19,158
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	4,812	4,293
退職給付引当金	4,812	4,293
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	4,812	4,293

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 4,195千円 当事業年度 1,019千円

3. 確定拠出制度

当社の中小企業退職金制度への要拠出額は、3,216千円（前事業年度3,836千円）であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (令和3年5月31日)	当事業年度 (令和4年5月31日)
(繰延税金資産)		
役員退職慰労引当金	9,930 千円	15,472 千円
未払事業税	35,096	21,568
債務保証損失引当金	264,198	405,177
その他	2,709	6,779
繰延税金資産合計	311,933	448,997
(繰延税金負債)		
その他有価証券評価差額金	1,310,809	370,245
繰延税金負債合計	1,310,809	370,245
繰延税金資産の純額	—	78,752
繰延税金負債の純額	998,875	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度とも、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため記載を省略しました。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は保証事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前事業年度（自 令和2年6月1日 至 令和3年5月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所 有（被所有） 割合（％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社等	(株)日本セレモ ニー 神田 忠	山口県 下関市	100	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 1.07	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	25,888	受託事 業基金	1,713
							受託手数料 の受入	42	—	—
	(株)防長互助セ ンター 神田 忠	山口県 防府市	20	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.02	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	156	受託事 業基金	15
							受託手数料 の受入	0	—	—
	(株)日本セレモ ニー(広島) 神田 忠	広島県 福山市	20	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.20	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	4,701	受託事 業基金	311
							受託手数料 の受入	7	—	—
	(株)サンファミ リー 神田 忠	岩手県 盛岡市	50	冠婚葬祭 互助会	(被所有) —	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	3,456	受託事 業基金	231
							受託手数料 の受入	6	—	—
	(株)へいあん秋 田 神田 忠	秋田県 秋田市	50	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.01	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	6,281	受託事 業基金	425
							受託手数料 の受入	10	—	—
	(株)へいあん ファミリー 神田 忠	山口県 岩国市	20	冠婚葬祭 互助会	(被所有) —	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	1,310	受託事 業基金	104
							受託手数料 の受入	2	—	—
	(株)日本セレモ ニー(長崎) 神田 忠	長崎県 佐世保市	62	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.01	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	1,524	受託事 業基金	101
							受託手数料 の受入	3	—	—
	(株)せいぜん 神田 忠	福岡県 北九州市	20	冠婚葬祭 互助会	(被所有) —	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	421	受託事 業基金	28
							受託手数料 の受入	0	—	—
	(株)117 山下 裕史	兵庫県 姫路市	50	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 1.32	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	18,000	受託事 業基金	1,182
							受託手数料 の受入	26	—	—

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所 有（被所有） 割合（％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社等	(株)メモリード (長崎) 吉田 茂視	長崎県 長崎市	650	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 1.26	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	14,349	受託事 業基金	944
							受託手数料 の受入	29	—	—
	(株)メモリード (北関東) 吉田 茂視	群馬県 前橋市	495	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.95	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	6,433	受託事 業基金	450
							受託手数料 の受入	14	—	—
	(株)メモリード 宮崎 茂視	宮崎県 宮崎市	600	冠婚葬祭 互助会	(被所有) —	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	5,748	受託事 業基金	396
							受託手数料 の受入	12	—	—
	(株)ライムメン バーズ 吉田 茂視	群馬県 高崎市	50	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.02	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	1,350	受託事 業基金	89
							受託手数料 の受入	3	—	—
	(株)メモリード 東京 吉田 茂視	東京都 世田谷区	175	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.22	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	2,805	受託事 業基金	225
							受託手数料 の受入	6	—	—
	(株)ルクル 吉田 茂視	佐賀県 佐賀市	75	冠婚葬祭 互助会	(被所有) —	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	136	受託事 業基金	13
							受託手数料 の受入	0	—	—
	(株)マリトピア 吉田 茂視	佐賀県 佐賀市	77	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.05	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	1,578	受託事 業基金	116
							受託手数料 の受入	1	—	—
	(株)あいネット 杉山 雄吉郎	静岡県 静岡市	20	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.77	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	7,122	受託事 業基金	474
							受託手数料 の受入	10	—	—
	(株)あいネット 清水 杉山 雄吉郎	静岡県 静岡市	20	冠婚葬祭 互助会	(被所有) —	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	3,919	受託事 業基金	266
							受託手数料 の受入	5	—	—
	(株)あいネット 伊勢 杉山 雄吉郎	三重県 伊勢市	20	冠婚葬祭 互助会	(被所有) —	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	435	受託事 業基金	39
							受託手数料 の受入	0	—	—
	(株)あいネット 藤枝 杉山 雄吉郎	静岡県 藤枝市	20	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.73	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	3,022	受託事 業基金	203
							受託手数料 の受入	4	—	—

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所 有（被所有） 割合（％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社等	(株)平安(長野) 杉山 雄吉郎	長野県 飯田市	93	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.18	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	1,718	受託事 業基金	112
							受託手数料 の受入	3	—	—
	(株)サンレー (北陸) 佐久間 庸和	石川県 金沢市	50	冠婚葬祭 互助会	(被所有) —	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	7,092	受託事 業基金	473
							受託手数料 の受入	13	—	—
	(株)サンレー (九州) 佐久間 庸和	福岡県 北九州市	100	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 2.06	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	17,626	受託事 業基金	1,152
							受託手数料 の受入	26	—	—
	(株)サンレー (沖縄) 佐久間 庸和	沖縄県 那覇市	50	冠婚葬祭 互助会	(被所有) —	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	6,193	受託事 業基金	412
							受託手数料 の受入	11	—	—
	(株)玉姫グルー プ 齋藤 武雄	青森県 八戸市	50	冠婚葬祭 互助会	(被所有) —	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	5,182	受託事 業基金	—
							受託手数料 の受入	4	—	—
	(株)互助セン ター友の会 齋藤 武雄	東京都 豊島区	100	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.53	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	16,625	受託事 業基金	—
							受託手数料 の受入	11	—	—
	(株)セレマ 齋藤 武雄	京都府 京都市	100	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 2.01	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	27,000	受託事 業基金	—
							受託手数料 の受入	20	—	—
	(株)全国長寿会 齋藤 武雄	長野県 松本市	30	冠婚葬祭 互助会	(被所有) —	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	100	受託事 業基金	—
							受託手数料 の受入	0	—	—
	(株)ベルセレマ 齋藤 武雄	石川県 金沢市	100	冠婚葬祭 互助会	(被所有) —	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	10,931	受託事 業基金	—
							受託手数料 の受入	10	—	—
	(株)ベルコ 齋藤 武雄	大阪府 池田市	100	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 2.73	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	22,423	受託事 業基金	—
							受託手数料 の受入	16	—	—

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所 有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社等	アルファクラ ブ武蔵野(株) 神田 成二	埼玉県 さいたま 市	100	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.26	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	19,000	受託事 業基金	1,264
							受託手数料 の受入	36	—	—
	アルファクラ ブ(株)(福島) 神田 成二	福島県 郡山市	100	冠婚葬祭 互助会	(被所有) —	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	13,060	受託事 業基金	870
							受託手数料 の受入	24	—	—
	アルファクラ ブ東北(株) 神田 成二	福島県 郡山市	100	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.21	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	12,254	受託事 業基金	814
							受託手数料 の受入	26	—	—
	アルファクラ ブ(株)(栃木) 神田 成二	栃木県 宇都宮市	100	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.15	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	10,304	受託事 業基金	685
							受託手数料 の受入	19	—	—
	アルファクラ 静岡(株) 神田 成二	静岡県 静岡市	100	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.08	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	11,639	受託事 業基金	775
							受託手数料 の受入	20	—	—
	せいしん(株) 神田 成二	埼玉県 さいたま 市	20	冠婚葬祭 互助会	(被所有) —	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	17	受託事 業基金	1
							受託手数料 の受入	0	—	—
	(株)レクスト岐 阜 神田 成二	岐阜県 岐阜市	68	冠婚葬祭 互助会	(被所有) —	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	507	受託事 業基金	33
							受託手数料 の受入	0	—	—
	(株)レクストワ ン 神田 成二	岐阜県 大垣市	20	冠婚葬祭 互助会	(被所有) —	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	396	受託事 業基金	31
							受託手数料 の受入	0	—	—
	(株)メモワール 渡邊 正典	神奈川県 横浜市	50	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.57	前受業務保 証金供託委 託契約	前受業務保 証金供託委 託契約	5,835	受託事 業基金	388
							受託手数料 の受入	5	—	—
	(株)アルス 渡邊 正典	山梨県 富士吉田 市	50	冠婚葬祭 互助会	(被所有) —	前受業務保 証金供託委 託契約	前受業務保 証金供託委 託契約	2,394	受託事 業基金	159
							受託手数料 の受入	2	—	—
	(株)東日本セレ モニ一 渡邊 正典	神奈川県 横浜市	70	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.07	前受業務保 証金供託委 託契約	前受業務保 証金供託委 託契約	4,280	受託事 業基金	417
							受託手数料 の受入	4	—	—

当事業年度（自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所 有（被所有） 割合（％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社等	(株)日本セレモ ニー 神田 忠	山口県 下関市	100	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 1.07	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	25,888	受託事 業基金	1,713
							受託手数料 の受入	44	—	—
	(株)防長互助セ ンター 神田 忠	山口県 防府市	20	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.02	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	151	受託事 業基金	15
							受託手数料 の受入	0	—	—
	(株)日本セレモ ニー(広島) 神田 忠	広島県 福山市	20	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.20	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	4,700	受託事 業基金	311
							受託手数料 の受入	7	—	—
	(株)サンファミ リー 神田 忠	岩手県 盛岡市	50	冠婚葬祭 互助会	(被所有) —	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	3,444	受託事 業基金	231
							受託手数料 の受入	5	—	—
	(株)へいあん秋 田 神田 忠	秋田県 秋田市	50	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.01	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	6,280	受託事 業基金	425
							受託手数料 の受入	10	—	—
	(株)へいあん ファミリー 神田 忠	山口県 岩国市	20	冠婚葬祭 互助会	(被所有) —	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	1,248	受託事 業基金	104
							受託手数料 の受入	2	—	—
	(株)日本セレモ ニー(長崎) 神田 忠	長崎県 佐世保市	62	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.01	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	1,541	受託事 業基金	102
							受託手数料 の受入	2	—	—
	(株)せいぜん 神田 忠	福岡県 北九州市	20	冠婚葬祭 互助会	(被所有) —	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	421	受託事 業基金	28
							受託手数料 の受入	0	—	—
	(株)117 山下 裕史	兵庫県 姫路市	50	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 1.32	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	18,000	受託事 業基金	1,182
							受託手数料 の受入	26	—	—

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所 有（被所有） 割合（％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社等	(株)メモリード (長崎) 吉田 茂視	長崎県 長崎市	650	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 1.26	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	14,652	受託事 業基金	964
							受託手数料 の受入	30	—	—
	(株)メモリード (北関東) 吉田 茂視	群馬県 前橋市	495	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.95	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	6,282	受託事 業基金	450
							受託手数料 の受入	14	—	—
	(株)メモリード 宮崎 茂視	宮崎県 宮崎市	600	冠婚葬祭 互助会	(被所有) —	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	5,726	受託事 業基金	396
							受託手数料 の受入	12	—	—
	(株)ライムメン バーズ 吉田 茂視	群馬県 高崎市	50	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.02	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	1,349	受託事 業基金	90
							受託手数料 の受入	3	—	—
	(株)メモリード 東京 吉田 茂視	東京都 世田谷区	175	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.22	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	2,789	受託事 業基金	225
							受託手数料 の受入	6	—	—
	(株)ルクル 吉田 茂視	佐賀県 佐賀市	75	冠婚葬祭 互助会	(被所有) —	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	134	受託事 業基金	13
							受託手数料 の受入	0	—	—
	(株)マリトピア 吉田 茂視	佐賀県 佐賀市	77	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.05	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	1,563	受託事 業基金	116
							受託手数料 の受入	1	—	—
	(株)あいネット 杉山 茂之	静岡県 静岡市	20	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.77	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	7,090	受託事 業基金	474
							受託手数料 の受入	10	—	—
	(株)あいネット 清水 杉山 茂之	静岡県 静岡市	20	冠婚葬祭 互助会	(被所有) —	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	3,865	受託事 業基金	266
							受託手数料 の受入	5	—	—
	(株)あいネット 伊勢 杉山 茂之	三重県 伊勢市	20	冠婚葬祭 互助会	(被所有) —	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	403	受託事 業基金	39
							受託手数料 の受入	0	—	—
	(株)あいネット 藤枝 杉山 茂之	静岡県 藤枝市	20	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.73	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	3,030	受託事 業基金	203
							受託手数料 の受入	4	—	—

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所 有（被所有） 割合（％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社等	(株)平安(長野) 杉山 茂之	長野県 飯田市	93	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.18	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	1,770	受託事 業基金	116
							受託手数料 の受入	4	—	—
	(株)サンレー (北陸) 佐久間 庸和	石川県 金沢市	50	冠婚葬祭 互助会	(被所有) —	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	7,092	受託事 業基金	473
							受託手数料 の受入	13	—	—
	(株)サンレー (九州) 佐久間 庸和	福岡県 北九州市	100	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 2.06	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	17,766	受託事 業基金	1,161
							受託手数料 の受入	26	—	—
	(株)サンレー (沖縄) 佐久間 庸和	沖縄県 那覇市	50	冠婚葬祭 互助会	(被所有) —	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	6,193	受託事 業基金	412
							受託手数料 の受入	11	—	—
	(株)玉姫グルー プ 齋藤 斎	青森県 八戸市	50	冠婚葬祭 互助会	(被所有) —	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	5,270	受託事 業基金	351
							受託手数料 の受入	8	—	—
	(株)互助セン ター友の会 齋藤 斎	東京都 豊島区	100	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.53	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	15,888	受託事 業基金	1,251
							受託手数料 の受入	21	—	—
	(株)サンセレモ ホールディン グス 齋藤 斎	福岡県 久留米市	20	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.03	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	2,220	受託事 業基金	147
							受託手数料 の受入	4	—	—
	(株)セレマ 齋藤 斎	京都府 京都市	100	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 2.01	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	27,000	受託事 業基金	1,778
							受託手数料 の受入	40	—	—
	(株)全国長寿会 齋藤 斎	長野県 松本市	30	冠婚葬祭 互助会	(被所有) —	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	111	受託事 業基金	7
							受託手数料 の受入	0	—	—
	(株)ベルセレマ 齋藤 斎	石川県 金沢市	100	冠婚葬祭 互助会	(被所有) —	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	10,973	受託事 業基金	731
							受託手数料 の受入	20	—	—
	(株)ベルコ 齋藤 斎	大阪府 池田市	100	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 3.43	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	23,890	受託事 業基金	1,572
							受託手数料 の受入	34	—	—

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所 有（被所有） 割合（％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社等	アルファクラ ブ武蔵野(株) 神田 成二	埼玉県 さいたま 市	100	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.26	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	19,079	受託事 業基金	1,269
							受託手数料 の受入	36	—	—
	アルファクラ ブ(株)(福島) 神田 成二	福島県 郡山市	100	冠婚葬祭 互助会	(被所有) —	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	13,375	受託事 業基金	891
							受託手数料 の受入	25	—	—
	アルファクラ ブ東北(株) 神田 成二	福島県 郡山市	100	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.21	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	12,508	受託事 業基金	831
							受託手数料 の受入	25	—	—
	アルファクラ ブ(株)(栃木) 神田 成二	栃木県 宇都宮市	100	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.15	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	10,545	受託事 業基金	701
							受託手数料 の受入	19	—	—
	アルファクラ 静岡(株) 神田 成二	静岡県 静岡市	100	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.08	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	12,146	受託事 業基金	808
							受託手数料 の受入	21	—	—
	(株)岐阜冠婚葬 祭互助会 神田 成二	岐阜県 岐阜市	45	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.25	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	4,347	受託事 業基金	308
							受託手数料 の受入	8	—	—
	せいしん(株) 神田 成二	埼玉県 さいたま 市	20	冠婚葬祭 互助会	(被所有) —	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	16	受託事 業基金	1
							受託手数料 の受入	0	—	—
	(株)レクスト岐 阜 神田 成二	岐阜県 岐阜市	68	冠婚葬祭 互助会	(被所有) —	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	604	受託事 業基金	40
							受託手数料 の受入	1	—	—
	(株)レクストワ ン 神田 成二	岐阜県 大垣市	20	冠婚葬祭 互助会	(被所有) —	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	413	受託事 業基金	31
							受託手数料 の受入	0	—	—
	(株)メモワール 渡邊 正典	神奈川県 横浜市	50	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.57	前受業務保 証金供託委 託契約	前受業務保 証金供託委 託契約	5,649	受託事 業基金	388
							受託手数料 の受入	5	—	—
	(株)アルス 渡邊 正典	山梨県 富士吉田 市	50	冠婚葬祭 互助会	(被所有) —	前受業務保 証金供託委 託契約	前受業務保 証金供託委 託契約	2,424	受託事 業基金	161
							受託手数料 の受入	2	—	—
	(株)東日本セレ モニー 渡邊 正典	神奈川県 横浜市	70	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.07	前受業務保 証金供託委 託契約	前受業務保 証金供託委 託契約	4,139	受託事 業基金	417
							受託手数料 の受入	4	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 前受業務保証金供託委託契約は、割賦販売法第35条の3の62において準用する同法第18条の3の規定に基づ

き、当社と契約互助会（前払式特定取引業者）が、毎年３月31日及び９月30日における前受金残高の二分の一に相当する額の保全措置として行うものです。

取引条件は、信用格付を厳格に行ったうえで、審査規定に基づいて決定しており、社長決裁を受けております。

なお、当該契約において、定期預金・有価証券・不動産等の担保の受入れを行っております。

２．当社取締役 齋藤武雄氏は、令和２年11月29日逝去により退任いたしました。当社取締役 神田成二氏は、令和４年７月30日逝去により退任いたしました。このため、両氏に係る関連当事者との取引内容は、両氏が関連当事者であった期間の取引金額を記載しております。

３．千円単位未満の端数は、切り捨てて表示しております。

（１株当たり情報）

	前事業年度 (自 令和２年６月１日 至 令和３年５月31日)	当事業年度 (自 令和３年６月１日 至 令和４年５月31日)
１株当たり純資産額	402,331円	393,396円
１株当たり当期純利益	13,598円	13,664円

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため、記載しておりません。

２．１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (令和３年５月31日)	当事業年度 (令和４年５月31日)
純資産の部の合計額（千円）	44,623,817	43,766,024
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	6,000,000	6,000,000
（うち優先株式払込金額（千円））	（ 6,000,000）	（ 6,000,000）
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	38,623,817	37,766,024
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（株）	96,000	96,000

３．１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和２年６月１日 至 令和３年５月31日)	当事業年度 (自 令和３年６月１日 至 令和４年５月31日)
１株当たり当期純利益		
当期純利益（千円）	1,365,492	1,371,774
普通株主に帰属しない金額（千円）	60,000	60,000
普通株式に係る当期純利益（千円）	1,305,492	1,311,774
普通株式の期中平均株式数（株）	96,000	96,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】
 【有価証券明細表】
 【債券】

銘柄			券面総額（千円）	貸借対照表計上額 （千円）
有価証券	その他 有価証券	三井住友海上火災保険劣後債	400,000	400,800
		三井住友トラストHD永久劣後債	1,000,000	1,000,000
		みずほF G劣後債	1,500,000	1,503,900
		住友生命保険劣後債	500,000	501,427
		三菱UF J F G劣後債	900,000	902,004
		小計	4,300,000	4,308,131
投資有価 証券	その他 有価証券	T & Dホールディングス劣後債	500,000	504,750
		富国生命保険劣後債	1,000,000	1,003,529
		三菱UF J F G劣後債	100,000	104,620
		三井住友F G劣後債	840,000	854,064
		オリックス社債	300,000	304,230
		MS & A DインシュアランスGH劣後債	800,000	808,080
		住友不動産社債	300,000	304,290
		関西電力社債	200,000	203,680
		みずほF G劣後債	500,000	502,700
		日本生命保険劣後債	3,800,000	3,840,596
		損保ジャパン日本興亜劣後債	200,000	200,200
		住友生命保険劣後債	2,500,000	2,510,770
		三井住友トラストHD永久劣後債	1,600,000	1,627,330
		クレディ・スイスロンドン支店社債	200,000	203,000
		小計	12,840,000	12,971,839
計			17,140,000	17,279,970

【その他】

種類及び銘柄			帳簿価額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価 証券	その他 有価証券	りそな 低ボラティリティファンド	2,105,315	2,113,658
		日本長期成長株集中投資	3,045,798	4,151,769
		M F S外国株コア・ファンド	1,500,112	1,759,312
		グローバル・マネージドαファンド	1,645,660	1,993,751
		ニッセイアセットマネジメント	3,301,052	3,279,944
		単独運用指定金外信託	10,068,088	10,051,850
		P I M C Oグローバル債券	2,019,897	1,839,670
		ウェリントンG A B指定	3,004,958	2,837,910
		P I M C O日本クレジット・ファンド	10,000,000	9,458,494
		P I M C O米国投資適格社債	17,000,000	16,139,192
		J－R E I T指定包括信託	3,376,212	3,779,730
		グローバル・フランチャイズ・ファンド	1,491,730	1,930,441
		国内債券バイ＆ホールド戦略	10,093,793	10,073,884
		計	68,652,620	69,409,611

種類及び銘柄			投資口数	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価 証券	その他 有価証券	大和証券レジデンシャル・プライベート投資法人	600	725,361
		ジャパン・プライベート・リート投資法人	84	1,050,814
		丸紅プライベートリート投資法人	90	1,117,814
		ブローディア・プライベート投資法人	491	554,361
		ケネディクス・プライベート投資法人	270	317,135
		地主プライベートリート投資法人	20	214,519
		ヒューリックプライベートリート投資法人	800	851,683
		三井物産プライベート投資法人	680	712,226
		三菱H Cキャピタルプライベートリート投資法人	246	275,856
		関電プライベートリート投資法人	300	322,314
		S Cリアルティプライベート投資法人	10	117,784
		第一生命ライフパートナー投資法人	300	312,407
		計	3,891	6,572,279

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	1,663,560	—	—	1,663,560	345,605	63,811	1,317,955
什器備品	31,304	—	222	31,082	25,670	1,986	5,411
土地	2,029,442	—	—	2,029,442	—	—	2,029,442
有形固定資産計	3,724,307	—	222	3,724,085	371,275	65,797	3,352,809
無形固定資産							
ソフトウェア	234,240	1,460	—	235,700	187,925	26,488	47,775
電話加入権	456	—	—	456	—	—	456
無形固定資産計	234,696	1,460	—	236,156	187,925	26,488	48,231

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
互助会保証(株)	第1回無担保社債	平成年月日 28.10.31	10,000,000	—	1.0	なし	令和年月日 3.10.29
合計			10,000,000	—			

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
債務保証損失引当金	862,828	460,416	—	1,323,244
役員退職慰労引当金	32,430	19,583	1,483	50,530

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	566
預金	
普通預金	2,998,934
定期預金	600,000
小計	3,598,934
合計	3,599,501

② 受託事業基金

区分	金額 (千円)
受託事業基金	54,147,593
合計	54,147,593

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	6月1日から5月31日まで
定時株主総会	8月中
基準日	5月31日
株券の種類	1株券、5株券、10株券、50株券、100株券、500株券
剰余金の配当の基準日	5月31日
1単元の株式数	該当なし
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	東京都港区西新橋1丁目18番12号（COMS虎ノ門） 互助会保証株式会社 なし なし なし なし
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	なし なし なし なし
公告掲載方法	官報
株主に対する特典	なし
株式の譲渡制限	当社定款により、取締役会の承認がなければ譲渡できないものとする。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、上場会社ではありませんので、金融商品取引法第24条の7第1項の適用がありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第49期（自 令和2年6月1日 至 令和3年5月31日）令和3年8月27日関東財務局長に提出。

(2) 半期報告書

事業年度 第50期中（自 令和3年6月1日 至 令和3年11月30日）令和4年2月28日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和4年8月30日

互助会保証株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田村 知 弘 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山 村 幸 也 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている互助会保証株式会社の令和3年6月1日から令和4年5月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、互助会保証株式会社の令和4年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

債務保証損失引当金の計上額の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、令和4年5月31日現在において、貸借対照表上、契約先互助会の経営破綻により将来起こりうる債務保証に係る損失に備えるため、債務保証損失引当金1,323,244千円を計上している。 会社は、割賦販売法に基づく指定受託機関として、前払式特定取引業者である互助会事業者と前受業務保証金供託委託契約を締結することを業としている。 互助会業界を取り巻く経営環境は、少子・高齢化の進展、消費者のライフスタイル・ニーズの変化等の構造的な要因に加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により厳しい状況が続いている。このような状況の中、会社は前受業務保証金供託委託契約に基づく債務保証の履行に伴う損失のリスクを低減するため、委託者への訪問調査、業界情報の収集、経営成績及び財政状態等の調査・評価並びに規定に則った不動産担保の取得等を行っている。 しかしながら、当該契約に基づく委託者である互助会事業者が経営破綻など割賦販売法に定める一定の事由に該当し、経済産業大臣から指示があった場合には、会社が当該委託者のために委託額に相当する前受業務保証金を供託することになる。供託した額は委託者に対する求償債権額となり、当該求償債権が貸し倒れることにより会社に損失が発生する場合がある。 注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、会社は、審査規定、審査規定細則に基づいて全ての契約先互助会を評価したうえで、債務保証損失引当金の計上に関する内規等に則り、破綻懸念のある契約先互助会を対象として、供託委託契約額から担保の処分可能見込額等を控除した残高に対し、対象互助会の経営成績や財政状態及び過去の経営不振互助会の会員救済のための会員移籍又は経営権譲渡の実績などを考慮し、必要と認める債務保証損失引当金を計上している。 債務保証損失引当金の算定過程には、委託者の経営成績及び財政状態等の評価、個別に債務保証損失引当金の計上の要否を検討すべき経営破綻リスクの高い委託者の選定、当該委託者に対して行う定量的・定性的な経営破綻リスクの評価、担保資産の処分可能見込額の見積り及びそれらを総合的に勘案した損失見積額の算定等が含まれている。これらは会計上の見積りに該当し、経営者の判断に依存しているため、当監査法人は、債務保証損失引当金の計上額の妥当性を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、債務保証損失引当金の計上額の妥当性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。 ・ 債務保証損失引当金の計上に関する審査規定、審査規定細則の妥当性について、前提となる割賦販売法の定めとの整合性及び関連する会計基準等との整合性を検討した。 ・ 委託者に対する経営成績及び財政状態等の評価に関連する内部統制の整備状況及び運用状況を評価した。 ・ 個別に債務保証損失引当金の計上の要否を検討すべき経営破綻リスクの高い委託者の選定について、債務保証損失引当金の計上に関する内規等どおりに行われていることを確かめた。 ・ 選定された経営破綻リスクの高い委託者に対する債務保証損失引当金の計上の要否の判定に当たって会社が実施した定量的・定性的な経営破綻リスクの評価について、事業の状況、資金繰り、他の互助会からの信用補完の有無を会社の評価担当者への質問及び関連資料の閲覧により確かめた。 ・ 債務保証損失引当金を計上すべきと判断された委託者に対する債務保証損失引当金の計上額の算定過程について、以下の監査手続を実施した。 ・ 前受業務保証金供託委託契約額について、契約書との一致を確かめた。 ・ 委託者から取得している担保資産について、担保差入証や不動産担保に係る登記事項証明書等を閲覧した。 ・ 担保資産の処分可能見込額について、市場価格のある資産に対しては公表されている期末日時点の市場価格との整合性を確かめた。また、不動産担保に対しては、会社が利用している不動産評価の専門家の適性、能力及び客観性を評価したうえで、当該専門家が発行したレポートを閲覧し、不動産鑑定評価額との整合性を確かめた。 ・ 前受業務保証金供託委託契約額から担保資産の処分可能見込額を控除した残額に対して会社が見積った損失見積額について、委託者の経営成績及び財政状態に関する質問並びに関連資料の閲覧を行うとともに、計算の正確性を確かめた。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。